

東社協福祉施設経営相談室だよりNo.73 平成21年3月10日

TEL03-3268-7170 本相談室へのご相談には下記メール

keiei-soudan@tcsw.tvac.or.jp をご利用ください。

自動車税減免申請が郵送で受理されます

ご承知のように、東京都では、「社会福祉法人等が所有し、公益のために直接専用する自動車」に係る自動車税の減免制度があります。申請については、これまでは窓口への来所受付のみとされてきましたが、平成21年4月から、下記のとおり郵送による受付も行うこととなりました。つきましては、東京都主税局より周知方依頼がありましたので、お知らせいたします。(全6枚)

記

1 郵送受付先

〒171-8509 豊島区西池袋1-17-1

東京都税総合事務センター自動車税課調査係 公益減免担当

※都税事務所や都税支所では郵送受付は取り扱っておりませんので、ご注意ください。

2 申請期間(平成21年度定期課税分)

平成21年4月1日から納期限まで(平成21年6月1日まで) 一消印有効一。※申請期限を過ぎますと、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)ので、ご注意ください。

3 減免申請書の入手方法

東京都主税局ホームページ<自動車と税金><減免制度のご案内>

アドレス <http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/info/car-genmen.html>

4 必要書類の確認

別紙「申請確認書(公益用)」により確認の上、同封してください。

5 その他

(1) 都税総合事務センターにおいて減免申請を郵送受付して、審査の結果、減免が決定された場合、約1ヵ月後に「減免決定通知書」を送付します。(2) 申請書の受領の控えが必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。(3) 減免申請書の「自動車の使用状態及び減免を受けようとする理由」欄には、必ず、①「施設名称・住所」、②「社会福祉法第2条における施設(事業)名」③「自動車の用途」を記入してください。(「自動車の用途」東社協記入例示:前記事業に係る利用者の移送又は利用者に対する供給物品の輸送)

【問い合わせ先】 主税局課税部課税指導課自動車税係 電話 03-5388-2954(直通)

<東社協注記>

以下に添付は①「自動車税の減免申請の郵送受付します」②申請確認書(公益)③自動車税・自動車取得税減免申請書。以上東京都主税局作成④東京都における社会福祉事業等に係る自動車税減免申請書類⑤自動車運行日誌(以上④、⑤は東社協作成。H・Pからダウンロードしてください。)

なお、関連して車いす移動車と入浴車の減免手続きにつき、21年度から変更があります。次のアドレスにてご確認ください。 <http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/info/cargenmen2.pdf>

自動車税の減免申請を郵送受付します

— 社会福祉法人等が所有する自動車に係る自動車税の減免 —

社会福祉法人等が所有し、減免の対象となる事業を営む施設において、利用者の移送又は利用者に対する供給物品の輸送に自動車を専用する場合、申請により自動車税の減免(全額)を受けることができます。

これまで、都税事務所などへ来所による窓口申請でしたが、納税者サービスの向上を目的として、**郵送受付**を行うこととなりました。ぜひご利用ください。

1. 郵送先

都税総合事務センター自動車税課調査係（右下の「あて先」をご利用ください。）

2. 受付期間

毎年4月から納期限(通常5月31日)まで <消印有効>

* 申請期限を過ぎますと、申請を受け付けることができませんのでご注意ください。

(減免は受けられません。)

* 納期限が土曜、日曜日の場合は翌開庁日までとなります。

3. 必要書類

① 減免申請書(公益用)(主税局ホームページからダウンロードできます。)

② 運行日誌(概ね3か月分)

③ その他添付書類(定款又は寄附行為、事業が確認できる書類など)

※ 詳しくは「申請確認書(公益)」をご確認ください。

(切り取り線)

4. 留意事項

(1) 必ず、担当者名・連絡先を記入した「申請確認書(公益)」を同封してください。

(2) 申請書を受理した後、審査の結果、約1カ月後に減免の可否を通知します。

(3) 複数台数の申請をする場合は、上記「3. 必要書類」の①、②は登録番号ごとに申請してください。③その他の書類は1部です。

【問い合わせ先】

東京都主税局課税部課税指導課自動車税係
電話番号 03-5388-2954

(あて先)

〒171-8509

豊島区西池袋 1-17-1

東京都都税総合事務センター

自動車税課調査係

(公益減免担当) 行

申請確認書（公益）

| | |
|----------|-------|
| 自動車の登録番号 | 納税義務者 |
| | |

1 減免対象の事業名（限定列举）

※次の該当する施設の種類の□にチェックしてください。なお、いずれにも該当しない場合は減免の対象ではありません。

（1）第1種社会福祉事業（社会福祉法第62条該当施設に限る）

| |
|--|
| [生活保護法等] <input type="checkbox"/> 救護施設 <input type="checkbox"/> 更生施設 <input type="checkbox"/> 授産施設（含む事業授産） <input type="checkbox"/> 生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設 |
| [児童福祉法] <input type="checkbox"/> 乳児院 <input type="checkbox"/> 母子生活支援施設 <input type="checkbox"/> 児童養護施設 <input type="checkbox"/> 知的障害児施設 <input type="checkbox"/> 知的障害児通園施設 <input type="checkbox"/> 盲ろうあ児施設 <input type="checkbox"/> 肢体不自由児施設 <input type="checkbox"/> 重症心身障害児施設 <input type="checkbox"/> 情緒障害児短期治療施設 <input type="checkbox"/> 児童自立支援施設 |
| [老人福祉法] <input type="checkbox"/> 養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 軽費老人ホーム |
| [障害者自立支援法] <input type="checkbox"/> 障害者支援施設 <input type="checkbox"/> 身体障害者更生施設 <input type="checkbox"/> 身体障害者療護施設 <input type="checkbox"/> 身体障害者授産施設（含む小規模通所授産） <input type="checkbox"/> 知的障害者更生施設 <input type="checkbox"/> 知的障害者授産施設（含む小規模通所授産） <input type="checkbox"/> 知的障害者通勤寮 |
| [売春防止法] <input type="checkbox"/> 婦人保護施設 |

（2）第2種社会福祉事業のうち、下記の事業

| |
|--|
| [障害者自立支援法] <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス（療養介護） <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス（生活介護） <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス（児童デイサービス） <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス（自立訓練） <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス（就労移行支援） <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス（就労継続支援） <input type="checkbox"/> 地域活動支援センター <input type="checkbox"/> 精神障害者授産施設（含む小規模通所授産） |
|--|

（3）法外事業のうち、下記の事業

| |
|--|
| [障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱] <input type="checkbox"/> 心身障害者（児）訓練事業 <input type="checkbox"/> 心身障害者授産事業 <input type="checkbox"/> 地域デイグループ事業 <input type="checkbox"/> 精神障害者共同作業所通所訓練事業 |
|--|

2 施設名称等

施設の名称と住所

⇒ 減免申請書の『自動車の使用状態及び減免を受けようとする理由』欄にご記入ください。

3 添付書類

減免申請書（公益用） 主税局ホームページからダウンロードできます。

運行日誌（概ね3ヶ月分）

定款又は寄付行為

その他添付書類

・ 障害福祉サービスの場合、「指定通知書」の写し

・ 地域活動支援センターの場合、「受領印のある届出」の写し

・ 法外事業の場合、福祉保健局障害者施策推進部長が発行する「施設の状況に関する証明書」

返信用封筒（控えが必要な場合のみ）

4 ご担当者

| | | | |
|------|--|------|-----|
| ご担当者 | | 電話番号 | — — |
|------|--|------|-----|

受付印

登録番号
(車両番号)

地区表示

車種番号

かな
文字

番 号

自動車税・自動車取得税減免申請書(公益用)(正)

平成 年 月 日

東京都都税総合事務センター所長 殿

納税義務者

住 所

氏 名(名称)

印

電 話

次のとおり申請します。

定 置 場

登録(届出)年月日
(該当に○)

昭和
平成

年

月

日

車体の形状

種 別
(該当に○)

普 通
小 型
軽自動車
三 輪

用 途
(該当に○)

乗 用 車
トラック(貨物、貨客兼用)
バ ス
トレーラー(けん引、被けん引)
特種用途車

自家用・
営業用の別
(該当に○)

自家用
営業用

車 名

年 式

年式

乗車定員

人

最大積載量

kg

総排気量又は
総容積量

リットル

自 動 車 税

自 動 車 取 得 税

東京都都税条例施行規則第29条第3号、第4号の自動車の取得に
該当する場合の計算欄

証紙徴収分

円

課税標準額

円

構造変更に必要な金額
(千円未満切捨)

①

円

普通徴収分

円

税 額

円

減 免 額
(①の税率)

②

円

減 免 額

円

減 免 額
(右に該当する場合は②の額)

円

自動車の使用状態及び
減免を受けようとする理由

入 力 額 の 計 算

課税標準額-①

税 額-②

減免の可否

可 ・ 否

受 付

年 月 日

入 力

年 月 日

備 考

太枠内の色の部分を記入してください。

東京都における社会福祉事業等に係る自動車税減免申請書類(作成:東社協)

| 納税義務者 事業種別 | | 社会福祉法人 | NPO、社団法人、 財団法人 | 法人格の無い団体が 設置した施設の代表 者 |
|---|---|--|--|-----------------------------|
| | | 第一種社会福祉事業 (社会福祉法第62条該当) | 定款 | (該当なし) |
| (障害者 第二種社会福祉事業 自立支援法関連 限定) | 療養介護、生活介護、児童 デイ、自立訓練、就労移行 支援、就労継続支援 | 定款 指定通知書の写し (受託経営の場合は、 「委託契約書」の写し) | 定款又は寄附行為 指定通知書の写し (受託経営の場合は、 「委託契約書」の写し) | (該当なし) |
| | 地域活動支援センター | 定款 受領印のある届出の 写し (受託経営の場合は、 「委託契約書」の写し) | 定款又は寄附行為 受領印のある届出の 写し (受託経営の場合は、 「委託契約書」の写し) | (該当なし) |
| | 精神障害者授産施設、精 神障害者小規模通所授産 施設 | 定款 | (該当なし) | (該当なし) |
| 法外事業(訓練、授産、地域ダイグ ループ、精神障害者共同作業所通所 訓練事業) | | 定款 施設の状態に関する 証明書 | 定款又は寄附行為 施設の状態に関する 証明書 | 施設の状態に関する 証明書 |

(東社協注)

※ 上記すべての場合において、減免申請書と運行日誌(概ね3か月)が必要です。

- ① 上表中の精神障害者共同作業所とは、社会福祉法人においては、定款上公益事業として位置付けられているものを指す。
- ② 毎年5月に法外事業に係る上記証明書は申請に基づき東京都から発行される仕組み。
- ③ 自動車取得税は減免対象とされていない。
- ④ 自動車税は都道府県税であり、上記減免制度があります。
- ⑤ 減免対象となる自動車の用途は、利用者の移送又は利用者に対する供給物品の輸送に専用していること(公益)をいい、専用とは当該自動車の全走行キロ数の8割以上が前記公益のための用途に使用されていることをいう。このことの確認のために自動車運行日誌の添付が求められています。なお、同運行日誌(東社協作成)は東京都に照会済。
- ⑥ 区市町村税である軽自動車税は区市町村に照会してください。区市町村の条例に減免規定がある場合があります。
- ⑦ 減免申請書の「自動車の使用状態及び減免を受けようとする理由」欄には、必ず、①「施設名称・住所」、②「社会福祉法第2条における施設(事業)名」③「自動車の用途」を記入してください。「自動車の用途」東社協記入例示:「前記事業に係る利用者の移送又は利用者に対する供給物品の輸送」

自動車運行日誌

年 月分

自動車登録番号

| 日 | 運転者氏名 | 出発時メーター | 到着時メーター | 走行距離 | 使用目的 |
|----|-------|---------|---------|------|------|
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |
| 11 | | | | | |
| 12 | | | | | |
| 13 | | | | | |
| 14 | | | | | |
| 15 | | | | | |
| 16 | | | | | |
| 17 | | | | | |
| 18 | | | | | |
| 19 | | | | | |
| 20 | | | | | |
| 21 | | | | | |
| 22 | | | | | |
| 23 | | | | | |
| 24 | | | | | |
| 25 | | | | | |
| 26 | | | | | |
| 27 | | | | | |
| 28 | | | | | |
| 29 | | | | | |
| 30 | | | | | |
| 31 | | | | | |

注) 使用目的は目的地等明確に記入すること。